

公 告

公募型プロポーザル方式により倉吉市上下水道局設備台帳等システム構築業務の受託者を特定するため、次のとおり倉吉市上下水道局設備台帳等システム構築業務公募型プロポーザル実施要領を定めたので、これを公告する。

令和8年7月27日

倉吉市長 広田 一恭



倉吉市上下水道局設備台帳等システム構築業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、倉吉市上下水道局（以下「市」という。）が設備台帳等システムを構築するにあたり、公募型プロポーザル方式により業務委託契約の優先交渉権者その他の交渉権者を選定するための手続等（以下「本プロポーザル」という。）について、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 契約の名称

倉吉市上下水道局設備台帳等システム構築業務

(2) 業務の内容

別紙「倉吉市上下水道局設備台帳等システム構築業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりに。

なお、仕様書に記載した業務の内容は、市が業務の目的に対して必要と思われる事項を示したものであり、記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

したがって、実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 履行期間

- ・ 契約締結日の翌日 から 令和9年9月30日まで
- ・ 部分完成及び部分引渡し

受注者は公共下水道事業の施設について、令和9年3月31日までに設備台帳等システムの構築、登録及び成果品の作成を完了し、発注者へ部分引渡しを行うものとする。

なお、その他の施設については令和9年9月30日までに設備台帳等システムへの登録及び成果品の作成を完了し、業務を完了するものとする。

【対象施設】

公共下水道事業（汚水） マンホールポンプ 1箇所

公共下水道事業（雨水） 全箇所

(4) 提案上限額

金 14,135,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記金額は、設備台帳等システムの構築に必要な全ての費用を含むものとする。ただし、システムの保守管理等に係る運用経費は含まないものとする。

(5) 選定方法

公募型プロポーザル方式

3 本プロポーザルに係る担当課

倉吉市上下水道局工務課施設係（担当：長濱、小椋）

〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722

電話番号 0858-27-0636 / FAX 番号 0858-27-0639

メールアドレス suidou22@city.kurayoshi.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは、次の全ての要件を満たしていること。

なお、企画提案書が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合、要件を満たすまで参加事業者として取り扱わないものとする。

- (1) 倉吉市令和8～10年度 物品・役務等競争入札参加資格者名簿（営業種目別表のうち【役務・委託】26「情報処理サービス」）に登録されている者であること。なお、参加申込書等の提出時点において登録事業者以外の者で、(2)～(10)の各要件を満たすものは、企画提案書の提出前にその登録を行うことで、参加者となることができる。
- (2) 国又は地方公共団体から指名停止措置等の行政処分がなされていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立、または、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立がなされていないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 参加申込書等の提出日から契約締結時までのいずれの日においても、倉吉市入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (8) 倉吉市暴力団等排除条例（平成24年条例第6号）に規定する暴力団等でないこと。
- (9) 平成28年度以降に、地方公共団体等が発注した上水道または下水道に関する設備台帳システムの構築に関する業務を元請けとして受注した実績を有する者であること。
- (10) 仕様書に基づく本業務を履行するために必要な業務経験を有し、本業務に精通した者を従事させることができる者であること。

5 選定スケジュール

本プロポーザルの選定に係るスケジュールは、下表のとおりとする。

参加申込者が4者以下の場合、第1次審査（書類審査）は第2次審査（プレゼンテーション）と併せて実施する。

実施内容	実施時期等
公告	令和8年7月27日(月)
質問書の受付締切	令和8年8月4日(火) 正午
質問書に対する最終回答	令和8年8月7日(金)
参加申込書等の受付締切	令和8年8月18日(火) 午後5時
参加資格要件の確認結果通知	令和8年8月21日(金)
企画提案書等の受付締切	令和8年8月28日(金) 午後5時
第1次審査（書類審査）	企画提案書等の受付締切以降随時
第1次審査（書類審査）の結果通知	令和8年9月10日(木) 予定
第2次審査（プレゼンテーション）	令和8年9月25日(金) 予定
選考結果の通知（優先交渉権者の決定）	令和8年9月29日(火) 予定

6 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

(1) 受付期間

令和8年7月27日（月）～8月4日（火）正午（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）に質問内容を記載し、電子メールにより提出すること。なお、本プロポーザルに関する事項のうち、審査及び評価に関する質問並びに提案内容に関する質問は受け付けない。

電子メールの件名は「(事業者名) 倉吉市上下水道局工務課宛プロポーザル質問」とし、電子メール送信後、電話により送達確認の連絡を行うこと。

(3) 回答方法

令和8年8月7日（金）午後5時までに、随時、市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

「3 本プロポーザルに係る担当課」に同じ。

7 参加申込書等の提出

(1) 参加申込書等提出書類

本プロポーザルへの参加申込を行う者は、次に掲げる書類を提出すること。なお、規定様式は、市ホームページから取得すること。

提出書類	様式	備考
参加申込書兼誓約書	様式2	
会社概要書	様式3	会社パンフレット等を提出する場合は一部記載を省略できる。
業務実績報告書	様式4	平成28年度以降における同種業務実績を記載すること。

(2) 提出期限

令和8年8月18日（火） 午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）とし、郵送の場合は簡易書留等を利用し配達の記録を行うこととし、上記の提出期限に遅れたものは受理しない。

(4) 提出先

「3 本プロポーザルに係る担当課」に同じ。

(5) 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退するときは、辞退届（任意様式）を提出すること。なお、8(2)に掲げる期限までに企画提案書が提出されない場合は、参加を辞退したものとみなす。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等提出書類

本実施要領及び仕様書の内容を確認し、本プロポーザルへの提案を提出する者は、次に掲げる

書類を提出すること。なお、規定様式は、市ホームページから取得すること。

提出書類	様式	提出部数	備考
企画提案書 等提出書	様式5	1部	—
企画提案書	任意	正本1部、副本9部。 副本は、提案事業者 (社名、代表者名等) が特定できる記載は 全て削除すること。	1 A4サイズとし縦型または横型どちらかに 統一すること。図表等でA4サイズで収まらない 場合のみ、A3サイズをA4サイズに折り込み 可とする。 2 文字のフォントは10.5ポイント以上とす る。 3 片面カラー印刷で40枚を限度とする。表 紙、目次、中表示は含まない。
機能要件 確認票	様式6	正本1部、副本9部。 副本は、提案事業者 (社名、代表者名等) が特定できる記載は 全て削除すること。	1 機能要件について回答欄に「○：パッケー ジ機能」「△：カスタマイズ機能」「×：実現不 可」を選択し、企画提案書記載箇所を記載する こと。「△」を選択した場合はコメント欄に詳 細を記載すること。 2 提出書類とは別に、電子データを「3 本 プロポーザルに係る担当課」のメールアドレス宛 に提出すること
見積書	任意	1部	1 システム構築費用 2 保守管理費用(年額) ※1 システム構築及び保守管理に必要な費用 を全て計上すること。なお、システム構築費用 については、2(4)の提案上限額を超えては ならない。 ※2 税抜及び税込額を記載するとともに内訳 についても記載すること。

※企画提案書は具体的な契約交渉を行う優先交渉権者を選定するためのもので、事業者の業務遂行能力、企画提案内容等を審査するために用いるが、その提案内容がそのまま契約内容となるとは限らない。

(2) 提出期限

令和8年8月28日(金) 午後5時まで(必着)

※提出期限後の資料の再提出、差替及び修正は認めない。

(3) 提出方法

持参又は郵送(提出期限内必着)とし、郵送の場合は簡易書留等を利用し配達記録を行うこ

とし、上記の提出期限に遅れたものは受理しない。

(4) 提出先

「3 本プロポーザルに係る担当課」に同じ。

9 審査等

市に倉吉市上下水道局設備台帳等システム構築業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。審査委員会において、提案内容について、審査基準（別紙1）に従って第1次審査及び第2次審査を行い、第1次審査と第2次審査の得点の合計が第1位の者を優先交渉権者に選定する。また、併せて第2位の者を次点交渉権者に選定する。

なお、本プロポーザルにおける価格評価は、システム構築費及び保守管理費用（5年間）の合計金額を対象として行うものとする。第1位又は第2位の者の得点が2者以上で同点であった場合は、当該合計金額の低い者の順に、優先交渉権者若しくは次点交渉権者を選定する。

(1) 審査基準 別紙1のとおり

各審査は第1次審査（書類審査）50点、第2次審査（プレゼンテーション）150点で採点して評価する。

交渉権者の選定においては、第1次審査（書類審査）50点の内30点（企画提案書（配点20点）を除く）及び第2次審査（プレゼンテーション）150点の合計180点で採点して評価する。

(2) 第1次審査（書類審査）

審査委員会において、提出された書類（企画提案書等）を審査し、そのうちで得点が高い順に上位4者を2次審査の対象者に選定する。書類審査を実施した場合は、選定後速やかに全ての参加申込者へ結果を電子メールにより通知する。ただし、参加申込者が4者以下であった場合は、書類審査は第2次審査（プレゼンテーション）と併せて実施する。

(3) 第2次審査（プレゼンテーション）

ア 実施日時

令和8年9月25日（金）（予定）

※実施日及び実施場所等の詳細は、別途電子メールにより通知する。

※審査は、非公開とする。

※第2次審査は、プロポーザル参加者1者のみであった場合でも実施する。

イ 実施方法

(ア) プレゼンテーションの時間は、1者につき準備5分、プレゼンテーション30分以内、質疑応答10分、片付け5分の合計50分を目安とする。その順番は、企画提案書等の提出順とする。なお、(エ)の場合に限りリモートでのプレゼンテーションも可能とする。

(イ) 出席者は、1事業者当たり3名以内とする。

(ウ) パソコンを使用する場合は、出席者が持参し、モニター、接続用ケーブル等の機器は市が用意する。

(エ) リモートでのプレゼンテーションを実施する場合は、Webex、Zoom等のウェブ会議システムを利用することとし、プレゼンテーション実施日の1週間前までにその実施方法について倉吉市上下水道局工務課施設係に連絡すること。

ウ 選定結果の通知

選定結果（選定・非選定の別及び順位）は、電子メールによりプレゼンテーション参加者へ

通知する。

10 契約等に関する事項

(1) システム構築業務

審査の結果、優先交渉権者として特定した者を優先交渉権者とし、協議を行うこととする。優先交渉権者との契約については、細部について市と協議し、予算の範囲内で業務内容及び契約金額を決定した上で行うものとする。なお、優先交渉権者との協議が整わず契約締結が不可能となった場合（以下「協議不調の場合」という。）は、次点交渉権者と協議を行う。

(2) システム保守

保守管理に係る契約期間は、優先交渉権者（協議不調の場合は次点交渉権者と協議の上、別途決定するものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金については、倉吉市財務規則（平成 12 年規則第 30 号）第 83 条から第 87 条の規定のとおり取り扱うものとする。

11 留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提案、その他手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書は、1 事業者につき 1 提案とする。
- (4) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (5) 提出された書類は、一切返却しない。
- (6) 審査の方法及び審査内容、及び審査結果に関する問合せや異議は受け付けない。
- (7) 参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加申込書及び企画提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととする。
 - ア 実施要領等にした参加資格を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 見積書が委託料の提案上限額を超えている場合
 - エ 選定の公平性を害する行為があった場合
 - オ その他著しく信義に反する行為があった場合
- (8) 審査結果（参加者名、点数、順位）は公表する。ただし、優先交渉権者及び次点交渉権者以外の参加者名は公表しない。
- (9) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成 13 年倉吉市条例第 24 号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第 10 条の不開示情報を除き、これを開示する。
- (10) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託候補者の負担とする。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定める。